

令和5年3月第5回松阪市教育委員会定例会会議録

令和5年3月22日（水）教育委員会室

議決事項

- 議案第7号 松阪市スポーツ推進計画の中間見直しについて
- 議案第8号 松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について
- 議案第9号 松阪市教育委員会を実施機関とする松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則の制定について
- 議案第10号 松阪市教育委員会公印規則の一部改正について
- 議案第11号 松阪市立幼稚園備品管理規程の制定について
- 議案第12号 松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程の一部改正について
- 議案第13号 松阪市立小中学校・共同学校事務室文書管理規程の一部改正について
- 議案第14号 松阪市文化財保護条例施行規則の一部改正について

報告事項

- 報告第9号 令和5年2月議会について
- 報告第10号 松阪市不登校生徒進学支援基金条例の制定について
- 報告第11号 松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 報告第12号 松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 報告第13号 松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 報告第14号 松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について
- 報告第15号 松阪市松浦武四郎記念館条例の一部改正について
- 報告第16号 工事請負契約の締結について
(松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事(3期))
- 報告第17号 松阪市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第18号 松阪市スポーツ少年大会等補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第19号 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀
委員	松 江	茂（欠席）
委員	安 岡	幹 根

出席事務局職員

事務局長	刀 根	和 宜
事務局次長	村 田	佳 之
教育総務担当参事兼教育総務課長	尼 子	宗 成
学校教育課長	金 谷	勝 弘
子ども安全・安心担当参事兼学校支援課長	大 辻	結 花
子ども支援研究センター所長	中 西	明 美
生涯学習課長	池 田	博 紀
スポーツ課	若 山	幸 則
こども未来課	大 野	千賀子
文化課	松 葉	和 也

傍聴者 1 人

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 5 年 3 月第 5 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

本日、松江委員は、所要により欠席でございます。

それでは、事項書に従い進めてまいります。

議案第 7 号「松阪市スポーツ推進計画の中間見直しについて」の提案理由を事務局から説明願います。

（スポーツ課長から説明）

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

（委員から「なし」の声）

◆委員

DX（デジタルトランスフォーメーション）により、いろんな体育施設等においてネッ

ト予約ができるような体制を整備して利便性が向上した部分があるのだらうと思いますが、聞くところによると、テニスコートを利用したい日の何か月前の午前0時に慌ててクリックをしなければいけない、シニアの方々が眠い目をこすりながら午前0時まで起きていて予約を入れるという状況があるとのことで、スポーツで健康維持と言いながら夜更かしをさせているのもいかな、何かよい改善方法はないものかと思うところです。

◎事務局

委員ご指摘のとおり、スポーツ施設だけではなくて文化施設も入れての全庁的な予約システムの整備は、DXにかかる取組のひとつであります。テニスコートにつきましては、現行の予約システムにて4か月先に関しては当該月の1～14日までの2週間の間、申し込むことができ、自動抽選という形になっています。つまり、申込期間内のお好きな時間に入れていただければ、自動抽選によってそれぞれのコートの予約が決まるというものです。自動抽選が終わった後の期間につきましては、ご指摘のとおり日付が変わるタイミングで予約していただくということになります。私どもが課題と捉えているのは、自動抽選機能を採用しているコートと採用していないコートがあるという部分です。スポーツ課が管理している中部台運動公園と阪内川スポーツ公園のテニスコートは、自動抽選機能を採用しておりますが、他部署が管理する一部のテニスコートでは、予約システムが入っていないところもございますので、私どもから働きかけていく必要があると思っています。予約開始時刻の午前0時という部分につきましては、日中は仕事されている方など様々な立場の方がおられるということもあり、様々な立場の方々のご意見もお聞きしつつ、最も適切な時刻がいつなのかということも合わせて検討していく必要があると思っています。

○教育長

検討させていただきます。今、事務局が申し上げたとおり、午前0時にしなければならないのか、あるいは昼の12時にしたほうがいいのか、朝の何時にしたほうがいいのか、それは使われる方々の層によっても異なると思いますので、そういうのも合わせて検討していかなければならないことだと思います。

それでは議案第7号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。

よって議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第8号「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○教育長

この件につきましては、教育委員の皆さんにも節目節目でご意見等を賜りながら進めてまいりました。パブリックコメントの概要については事務局からの説明のとおりです。その後、市議会の委員会協議会にてご意見を頂戴しましたので、事務局からそこで出た意見をいくつか報告してください。

事務局が準備をしている間に補足説明させていただきますと、基本方針を策定していく過程は全て公開で行いました。また、パブリックコメントの開始に合わせて、校長に

集まっていたいただき、できる限り保護者の方にも周知してほしいと伝え、校長はそれを印刷してPTAの方々に配っていただきました。そういうこともあって、松阪市のパブリックコメントの中でも類を見ないくらいの件数になったのだと思っています。幼稚園の統廃合の話で、幼稚園の先生から「統合について聞かされていなかった。」という意見があったり、地域や保護者の方が「統廃合とか再編活性化について初めて聞いた」と言われるようなことのないようにしてほしいと伝えました。

◎事務局

委員会協議会にていただいた主な意見は、次の2点でございます。

基本方針 20 ページの「通学距離と通学時間の設定根拠を示してほしい」との質問に対し、「小学生が歩ける距離の限界が概ね4 kmであり、時間でいうと1時間である。また、校区を設定する際には学校から半径4 kmが基本となると考えている。よって、国と同様の基準としたものである」とお答えいたしました。

基本方針 21 ページの「適正化の方策として、通学区域の見直しが掲げられているが、例えば校区を見直して1学級あたり20人が確保できるのなら統廃合は回避できるという考え方と捉えてよいのか」との質問に対し、「そのとおりである。これから対象校の関係者にご意見を伺っていく中で、校区見直しのご提案があれば、教育委員会としても議論させていただきたい。校区の見直しは地域の意向も大切にしながら議論していきたい」とお答えいたしました。以上です。

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

ないようであれば、私のほうから今後も大事にしていきたいところをお話させていただきます。

パブリックコメントの結果概要の資料の2ページ、No.2「適正化が検討されていることについて全く周知されなかった。関係者だけで進めた印象を受ける。パブリックコメントも年末に開始した上に、わずか1か月で終了している。学校を通じての周知もなかった。パブリックコメントをしたという実績作りに思える。」というご意見がありました。まさに、こういう部分が学校不信や行政不信になる要因ですので、先ほどのとおり、学校長を通じてきちんと周知を図ってくださいとお伝えしました。

9 ページの No.53 「小規模校で教員数が少ないと、教職員一人当たりの校務分掌量が増え、それらの対処に追われる格好となり、余裕をもって教壇に立てない状況になっていると感じる。学校の規模適正化により教職員体制が整備され、そのことが子どもたちの学びの充実につながればと思う。」というご意見がありました。香肌小学校は、児童数が極端に少ないため、養護教諭や教頭が配置されないという状況がありました。養護教諭のいない学校なんてあり得ないと、県教育委員会にかけあって配置してもらいましたが、やはり限られた人数では担任の先生が休めない、出張に行けないという状況が出てきます。このことを県教育委員会と話したときに、こういう現状であることを知らなかったのもので、このあたりも積極的にアピールしていきたいと思っています。

そのほかにも、パブリックコメントでは多岐にわたるご指摘をいただきました。今後はこれらを踏まえながら、小中学校再編活性化の議論を地域の中で丁寧に進めていきたいと思っています。事務局として、できればゴールデンウィークが開けた頃に地域に説

明に回らせていただければと考えています。4月当初は学校長やPTA役員が変わる場合もありますので、PTAの総会が終わった頃に対象校に入らせていただけたらなと思っております。

他に、よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、これより採決に入ります。

議案第8号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。

よって議案第8号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第9号「松阪市教育委員会を実施機関とする松阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則の制定について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

要するに、根拠法が国の法律に変わることですのでよろしいですね。

◎事務局

そういうことでございます。

○教育長

大きく変わるところはありますか。

◎事務局

内容的には特に変わりはありません。

○教育長

それでは、これより採決に入ります。

議案第9号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第9号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号「松阪市教育委員会公印規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは質疑なしと認め、これより採決に入ります。

議案第10号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第10号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第11号「松阪市立幼稚園備品管理規程の制定について」と、議案第12

(報告第 9 号及び第 10 号 教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

今回の市議会では多岐にわたる質問は少なかったように思いました。小中学校の再編活性化についても議論は少なかったように思います。ただ、部活動の地域移行をどうしていくのかという質問が議員 2 人からありました。この件は地域の方も関心があるのかなと思います。これに対する回答は、これから検討委員会を立ち上げて、松阪らしい体制を整備していく。ただ、現時点で、県内で先進的に進んでいるところも、国からハシゴを外されたような状況で、今後どうしていくのかということはかなり問われていますので、そういった状況も注視しながら進めていきたいとお答えしました。

次に多かったのが、不登校生徒における通信制高校との連携についてでした。不登校の子が増えてきていて、教育委員会や学校、地域みんながその子たちの進路保障をどうしていくのかということについて議論できたのかなと思います。その中の一つに、経済的負担を軽減できるような体制、高校へ進学してからも中学校の時期に相談していた人たちと相談できるような体制、というのも高校ではそのような体制が激減してしまいますので、今まで慣れ親しんできたカウンセラーや相談員と連携を図れるような体制を整備するということを説明させていただきました。高校生が対象なので、義務教育から少しはみ出た部分ですけれども、子どもたちの学びという観点でひとくくりにして進めていくとお話させていただきました。

あとは、みえ松阪マラソンが非常に好評であったこと、ただし、初開催で地域の方が慣れていないということもあって、交通規制については多くの方からご批判をいただきましたので、周知を図っていくことと丁寧に説明していくということで議論は終わりました。

何か、ご質問等はよろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、質問等がないようですので、報告第 9 号、及び、報告第 10 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 9 号、及び、報告第 10 号は承認いたしました。次に、報告第 11 号、及び、報告第 12 号につきまして、事務局から説明願います。

11. 松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

12. 松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(報告第 11 号及び第 12 号 こども未来課長から説明)

○教育長

幼稚園、保育園には、スクールバスを導入していないということですね。小中学校は

スクールバスがあります。他の自治体でバス車内に取り残され熱中症で亡くなったという事例がありましたので、注意喚起をしました。

ご質問等はよろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それではご質問等がないようですので、報告第 11 号、及び、報告第 12 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 11 号、及び、報告第 12 号は承認いたしました。次に、報告第 13 号、及び、報告第 14 号につきまして、事務局から説明願います。

13. 松阪市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

14. 松阪市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

(報告第 13 号及び第 14 号 生涯学習課長から説明)

○教育長

全ての小学校区に放課後児童クラブができているということによろしかったでしょうか。

◎事務局

香肌小学校区では、今のところ需要がないので整備されておりませんが、それ以外の学校区では放課後児童クラブの利用ができます。

○教育長

そのうち、保護者が管理しているものはいくつありますか。内訳を教えてください。

◎事務局

令和 5 年 4 月 1 日に 2 クラブ増えまして 41 クラブになります。そのうち、社会福祉法人等に委託しているのが 17 クラブ、残りの 24 クラブが保護者会運営となります。

○教育長

できる限り社会福祉法人等に委託して、保護者の負担の軽減を図っていきたいと考えております。私もトップセールスとして、社会福祉法人等を訪問してお願いに行っております。

何か質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等が終了いたしましたので、報告第 13 号、及び、報告第 14 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 13 号、及び、報告第 14 号は承認いたしました。次に、報告第 15 号、及び、報告第 16 号につきまして、事務局から説明願います。

15. 松阪市松浦武四郎記念館条例の一部改正について

(報告第 15 号 文化課長から説明)

16. 工事請負契約の締結について (松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事 (3 期))

(報告第 16 号 教育総務課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、報告第 15 号、及び、報告第 16 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 15 号、及び、報告第 16 号は承認いたしました。次に、報告第 17 号、及び、報告第 18 号につきまして、事務局から説明願います。

17. 松阪市スポーツ少年団補助金交付要綱の一部改正について

18. 松阪市スポーツ少年大会等補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 17 号及び第 18 号 スポーツ課長から説明)

○教育長

参加料は登録料とはまた別なのですね。

◎事務局

報告第 17 号及び第 18 号は、スポーツ少年団に対する支援ということは同じなのですが、報告第 18 号においては県のスポーツ少年団が開催する交流大会に参加するための経費の一部を補助するものです。今まではこの大会に行くための交通費を主に支援していたのですが、さまざまな移動手段がある中で交通費を算出するのは煩雑で、申請者にもご迷惑をかける場合が多くありました。そこで、その大会に出る参加料を負担することにより、申請者側も申請方法がシンプルになるように改めるものでございます。旅費については、報告第 17 号のスポーツ少年団の補助金のほうで一律に活動の補助金を出しておりますので、これを旅費に充てていただくことができると考えています。

○教育長

スポーツ少年団に登録している団体が対象ですか。登録団体はどのくらいありますか。

◎事務局

はい、この 2 つの要綱は、スポーツ少年団に登録していただいていることが前提条件になります。

令和 3 年度で 48 団体にご登録いただいておりますが、徐々に減ってきておりまして、スポーツ少年団の制度改正で「公認スポーツ指導者資格で、スポーツ少年団の理念を学んだ者が最低 2 人以上いること」という条件が、団の存続に大きな負担をかけています。松阪だけでなく、他市町のスポーツ少年団にとっても大きな課題であります。

○教育長

どの団体もその有資格者が 2 人ずついらっしゃるのですね。

◎事務局

該当する方々はいらっしゃいます。しかし、基本登録料 10,000 円と初期登録手数料

3,300円が必要になります。必ず2人以上は必要であるという制度に改正されたので、その負担がすごく大きいです。

○教育長

既に2人の有資格者がいる団体で、さらに他の方が資格を取った場合にはどうなりますか。

◎事務局

2人の有資格者がいる団でも、後に資格を取って、団内の有資格者が4人になったり5人になったりすることもあると思います。私どもとしては、最低2人は必要だということで、2人分につきましては負担しようということです。

○教育長

次の年度にも、登録料が発生するのですか。

◎事務局

登録料につきましては、個人に発生するものですので、一度登録すれば大丈夫です。

○教育長

そうすると、講習に行く分について、補助金が出るのですね。

◎事務局

講習に行きますと受講料が発生します。受講料は、競技種目によっても金額が変わりますのでそこはご負担いただきます。ただし、基本となる初期登録手数料と基本登録料につきましては市が負担するということになります。

○教育長

資料にある60,000円とは何ですか。

◎事務局

この60,000円は、スポーツ少年団における1年間の活動費として支援する金額の上限で、補助対象経費の2分の1に相当する額としております。

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、報告第17号、及び、報告第18号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第17号、及び、報告第18号は承認いたしました。次に、報告第19号、及び、報告第20号につきまして、事務局から説明願います。

19. 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について

(報告第19号 文化課長から説明)

20. 令和4年度2月児童生徒の問題行動等について

(報告第20号 学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

◆委員

不登校の児童生徒数が小学校、中学校ともに昨年度と比べて非常に増加しています。児童生徒はもちろんですが、ずいぶん悩んでいる保護者の方が増えていると予想されます。保護者が相談できる窓口とかの現状と、来年度に向けてそのような体制の改善点があれば教えてください。

◎事務局

このコロナ禍において子どもたちの心身が不安定な状況にありまして、不登校児童生徒数は昨年度と比べ、大変増加している状況にあります。これになんとか歯止めをかけたいところで、今年度も数としては増えてしまったのですが、家の中に引きこもりがちな子どもたちともなんとか繋がってほしい、一人じゃないんだよという状況を作り出したい、そして自分の夢に向けて一歩でも歩みだせるような取組みをしたいということで、今年度から3年間「いきいき学校プロジェクト（不登校児童生徒支援計画）」という事業を重点的に取り組んでいます。今年が1年目になりまして、不登校の未然防止として、全小中学校で名城大学の曾山先生にお世話になりまして「※スリンプルプログラム」というソーシャルスキルトレーニングを導入して、居心地のいい学級づくりをすること、さらに不登校児童生徒の居場所づくりとして教室復帰支援で中学校区内で2つほどふれあい教室を作りましたので、教室までは行けないけれども別室なら登校できるという子どもたちが学習できる、活動できるような仕組みづくりをすること、また、各学校内にも別室がございますので、そこで不登校児童生徒と教員が関わり繋がり支援をしていく、どんな支援をしていくのかという部分で、コネクトサポーターという新たな相談員を配置して、コネクトサポーターが家まで出向いて行って、子どもたちや保護者と繋がっていくような仕組みづくりなど、今年度は相談体制の充実についてもかなり力を入れてきました。

※スリンプルプログラム：名城大学の曾山和彦教授が考案された教育実践方法で、週1回10～15分程度、かかわり活動（関係づくり）の演習を行う。1）子どもたちや教員が負担感を感じず楽しめる演習をスリムに繰り返す。2）シンプルなルールと型を繰り返す。

スリム+シンプル=スリンプル

○教育長

不登校児童生徒への対応は大切な事項であるものと認識しています。子どもたち向けの相談体制についてはかなり充実し進化してきていると思いますが、子どもたちを支えている保護者もかなり疲弊してきていて、保護者に対する相談体制も充実させていきたいと考えているところです。

他に質問、意見はございませんか。

（委員から「なし」の声）

○教育長

質問等が終了いたしましたので、報告第19号、及び、報告第20号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○教育長

